特定地域 域における一 般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 基本方針等 (第四条—第七条)

第三章 地域計画の作成及び実施 (第八条—第十四条)

第四章 特定地域における道路運送法の特例 (第十五条)

第五章 雑則 (第十六条—第二十条)

第六章 罰則(第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この 法律は、 般乗用旅客自動車 運送が地域公共交通として重要な役割を担っており、 地 域 \mathcal{O} 状況

に応じて、 地域における輸送需要に対応しつつ、 地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにす

ることが重要であることにか んがみ、 国土交通大臣による特定 地 域 の指定及び 基本方針 の策定、 特定 地 域

に お いて組織される協議会による地域計 画 の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車 運送事 業者による

定めることにより、 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することを

目的とする。

特定事業等の実施並

びに特定地域における道路運送法

(昭和二十六年法律第百八十三号)の特例について

(定義)

第二条 この法律にお いて「一 般乗用旅客自動車運送事業」 とは、 道路運送法第三条第一 号ハの 般乗用旅

客自動車運送事業をいう。

2 この法 律 に お いて 般乗用旅客自動車 運送事業者」 とは、 般乗用旅客自動車運送事業を経営する者

をいう。

3 の 法 律において 般乗用旅客自動車 運送」とは、 般乗用旅客自 動車 ・運送事業者が行う旅客の運送

をいう。

4 この法律において 「地域公共交通」とは、 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年法

律第五十九号)第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。

5 この 法 律 に お いて 特 定 地 域 とは、 次条第 項 0 規定により指定され た地 域をいう。

6 この 法 律に お いて 「特定事業」 とは、 般乗 用 旅客自動 車 運 送 事業につ 1 て、 利用 者 の選択 いの機会 の拡

大に資する情報 の提供、 情報 通信技術の活用による運行の管理 \mathcal{O} 高 度化、 利用者 の特 別 0 需 要に応ずるた

8 \mathcal{O} 運送の 実施その 他 \mathcal{O} 国土交通省令で定める措置を講ずることにより、 輸送需 要に対応した合理的 な 運

営及び 法令 \mathcal{O} 遵守 \mathcal{O} 確 保 並 びに運送サー ピ ス \mathcal{O} 質 \mathcal{O} 向 上及び輸 送需 要 0 開 拓を図 り、 t 0 て 一 般乗用: 旅 客

自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいう。

7 0 法 律 に お 1 7 事 業 用 自 動 車 とは、 道路 運 送法第二条第八項に規定する事業用自動 車 を いう。

(特定地域の指定)

第三条 玉 土 交 通 大臣 は、 特 定 \mathcal{O} 地 域 に お け る 一 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送事 業 \mathcal{O} 次に 掲 げ る状 況 に 照 らして、

当該 地 域 \mathcal{O} 輸 送 需 要 に 的 確 に 対 応することによ り、 輸送 \mathcal{O} 安 全 及 Ű 利 用 者 \mathcal{O} 利 便 を 確 保 Ļ そ $\overline{\mathcal{O}}$ 地 域 公共

交通とし 7 0 機 能 を十分に発揮できるようにするため、 当 該 地 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 関 係 者 \mathcal{O} 自 主 的 な取 組を中心とし て

乗 用旅 客自 動車 運送事業 の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、 当該特

般

定 \mathcal{O} 地域 を、 期間を定めて特定地域として指定することができる。

- 供給過 剰 (供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。) の状況
- 二 事業用自動車一台当たりの収入の状況
- 三 法令の違反その他の不適正な運営の状況
- 四 事業用自動車の運行による事故の発生の状況
- 2 地域につい 国土交通大臣は、 て同 項の 特定地位 規定による指定を解除するものとする。 域について前項に規定する指定の事 曲がなくなったと認めるときは、 当該特定
- 3 第 項 0 規定による指定及び前項の規定による指定の 解除は、 告示によって行う。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第四 _ 条 国土交通大臣 は、 特定 地 域における一 般乗 用 旅客自 動 車運送事業の適正化及び活性化に関する基本

方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 般 乗 用 旅 客自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及び 活 性 化 \mathcal{O} 意義及び 目 一標に 関 ける事 項
- 第九条第 項に規定す る地 域 計 画 \mathcal{O} 作 成に関す ^る基本: 的 な事 項
- 項に規定 に定める事業に関する基本的

する地域計

画

な事項

三

特定事

業その他

の第九条第一

- 兀 そ 0 他 般乗用的 旅 客自動車運送事業 の適 正化及び活性化の推進に関する基本的 な事 項
- 3 国土交通大臣 は、 情勢の 推移により必要が生じたときは、 基本方針を変更するものとする。
- 般 乗 用 旅 客自 動 車 運送 事業者等の 責務

4

国土

交通大臣

は、

基本方法

針を定め、

又はこれを変更したときは、

遅滞、

なく、

これを公表するものとする。

- 第 五 条 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送事 業者であっ て特定は 地 域 内 に営業所を有するも の及びこれ 5 0 者 \mathcal{O} 組 織 す
- る団 体 (以 下 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送事 業者等」 という。 は、 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 が 地 域 公 共交
- 通 7 重要な役割 を 担担 0 て 7 ることを自 覚 Ļ 当 該 特 定 地 域 に お 1 て、 地 域 に お け る 輸 送 需 要 \mathcal{O} 把 握 及
- びこれ に応じ た適 正 か . つ合! 理 的 な 運 営営 \mathcal{O} 確 保 を図る た 8 \mathcal{O} 措 置、 地 域 に お け る 利 用 者 \mathcal{O} 需 要 \mathcal{O} 多 様 化 及 び
- 高 度化 に的 確 院に対応 L た運送サ ピ ス \mathcal{O} 円 滑 か 0 確 実な提供を図るため 0) 措置そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他の 般 乗 用旅客 自 動
- 運 送事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

車

(国の責務)

第六条 玉 は、 特定 地 域にお 1 て 一 般乗用: 旅客自動 車 運送事業者等その 他 0 関係者が行う一 般 乗 用旅客 自 動

車 -運送1 事 業の 適正化及び活性化に関する取組のため に必要となる情報 0 収 集、 整 理、 分析及び提供、 助言

その他の支援を行うよう努めなければならない。

2

玉

は、

特定地域において一

般乗用旅

客自

1動車運

送事業者等その他の関係者が行う一

般乗用

旅客自

動

車

運

送事 業 \mathcal{O} 適正 化 及び 活性化に . 関す る 取 組と相まって、 般 乗用 旅 客自 動 車 運送事業の 適正化を推進するた

め、 検 査、 処分そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 監督上必 要な措 置を的 確 に実施するものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第七 条 国、 地 方 公共 寸 体、 般 乗 用旅 客自 動 車 運 送 事 業者等 そ \mathcal{O} 他 の関 係 者は、 特定 地 域 12 お け る 般 乗

用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及 び活 性 化を推進するため、 相互に 連 携を図り ながら協 力するよう努 め な

ければならない。

第三章 地域計画の作成及び実施

(協議会)

第 八 条 特 定 地 域 12 お 7 て、 地 方運 輸 局 長、 関 係 地 方 公共 団 体 \mathcal{O} 長、 般 乗 用旅· 客自 動 車 運送 事 業者等、

般 乗 用 旅 客自 動車 運 送 事 業 \mathcal{O} 事 業 用 自 動 車 \mathcal{O} 運 転 者 \mathcal{O} 組織 する 団 体 及び 地 域 住 民 は、 次 条第 項に規定 す

る 地 域 計 画 \mathcal{O} 作成、 当 該 地域 計 画 \mathcal{O} 実施 に 係る連絡 調整その他当該特定地 域に、 お ける一 般乗 用 旅 客自 動 車

運 送 事 業 0 適 正化及び活性 化 の推 進に関し 必要な協議を行うため の協議会 (以下単に 協 議会」 という。

)を組織することができる。

2 協 議会は、 必要が あると認めるときは、 次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} ,適正; 化 及び 活性化に資する他 \mathcal{O} 事業を営む者

二 学識経験を有する者

三 その他協議会が必要と認める者

3 前二 項 に 定 8 るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 協 議 会の 運 堂営に 関 し 必 要な事項 は、 協議 会が 定め る。

(地域計画)

第九条 協 議 会は、 基本 方針 に基づき、 特 定 地 域に おけ <u>る</u> 般乗 用旅客自 動 車 -運送事業の適正 化及び活性化

を推 進するための計 画 (以下「地 域 計 画 という。) を作成することができる。

- 2 地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 般乗用旅客自 動 車 運送事業の 適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
- 二 地域計画の目標
- \equiv 前号の 目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
- 兀 前三号に掲げるもののほ か、 地域計 画 [の実施) に関し当該協議会が必要と認める事

項

3 地 域 計画 は、 その作成に係る合意をした協議会 0 構成員である一 般乗用: 旅客 自 動 車 **下運送事** 業者が当該地

域 計 画 に係る特定地 域 内の 営業所に配置する事業 用 自 動 車 \mathcal{O} 台 数 0 合計 が . 当該: 特定地 域 内 の営業所 に 配

4 協 議 会は、 地 域 計 画 を作成したときは、 遅滞なく、 これを公表するとともに、 国土交通大臣に送付 しな

ければならない。

され

そる事業日

用

自

動

車

 \mathcal{O}

総台数

の過半数であるものでなけ

れば

ならな

5 国土 交通大臣 は、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により地 域 計画の送付を受けたときは、 協議会に対し、 必要な助言をする

ことができる。

6 前三項の規定は、地域計画の変更について準用する。

置

(地域計画に定められた事業の実施)

第十条 地 域 計 画の作 成に係る合意をした協 議会の構成員であって、 当該 地 域計画に定められた事業の実施

主体とされたものは、 当該地域計画に従い、 事業を実施しなければならない。

2 協議会は、 地域計 画 一の目標を達成するために必要があると認めるときは、 当該地域計画に定められた事

業の実施主体とされた者以外の者に対し、 当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要

請することができる。

(特定事業計画の認定)

第十一 条 地 域 計 画 に お ** \ 7 特定事 業に関する事項が定められたときは、 当該地域計画 の作成に係る合意を

L た協 議 会 \mathcal{O} 構成員 で あって、 特定事 · 業 \mathcal{O} 実施主体 とされ た 般乗 用 旅 客 自 動 車 -運送事 業者 は 単独 で 又

は 共同 て、 当該 地 域 計 画 に 即 して 特 定 事 業を実施するため \mathcal{O} 計 画 (以 下 「特定 事業計 画 とい う。 を

作成し、 これ を国土交通大臣に提出 して、 その特定 事 業計 画 が 般乗用 旅 客自 動 車 運送事業 の適正化及び

活 性 化を適切 かつ確実に推進するために適当である旨の 認定を申請することができる。

2 特定事業計画は、 次に掲げる事項について定めるものとする。

特定 事 業 \mathcal{O} 内 容

特定 事 業 \mathcal{O} 実 施 時 期

三 特定 事 業 \mathcal{O} 実 施 に 必 要 なな資 金の 類及び その 調達

方法

兀 特 定 事 業 \mathcal{O} 効 果

3

五. 前 各号に 撂 げる ŧ O \mathcal{O} ほ か、 特定事 業 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} ために必要な事項として国土交通省令で定める事 項

活性 特定 化 を推 事 業 計 進するため、 画 に は、 特定 般 事 業と. 乗 用 旅 相 客自 まっ て、 動 車 地 運 送 域 事 計 業の 画に 譲 基 づ 渡 <u><</u> 又 は 般 譲受け、 乗 用 旅 客自 般 乗 動 用 車 旅 運 客 送 事 自 動 業 車 \mathcal{O} 運 適 送 正 事 化 業者 及 び

たる法・ 人の合併 又は 分割、 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 供 給 輸 送 力 \mathcal{O} 減 少 そ \mathcal{O} 他 経営 \mathcal{O} 合 理 化 に 資 する

措置とし て国土交通省令で定め る ŧ \mathcal{O} (以 下 事 業再構 築」 という。 に 0 ١, て、 次に 掲 げ る事 項を定 8

ることができる。

内容

実施 時 期

三 効果

匹 前三号に 撂 げる t $\overline{\mathcal{O}}$ 0 ほ か、 その 実 施 \mathcal{O} ために 必要な事 項として国土 交通省令で定め る事

項

4 玉 土 交通大臣 は、 第 項 の規定による認定の申 請 が あった場合において、その特定事業計 画 が次の各号

 \mathcal{O} 1 ずれにも適合するものであると認めるときは、 その 認定をするものとする。

特定事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。

特定事業計画に定める事項が特定事業

(当該

特定事業計

画

に

事業再構築に関する事項が定められてい

る場合にあっては、 特定事業及び事業再構築。 以下同じ。 を確実に遂行するため適切なも のであるこ

کے

三 特定 事 業計 画 に定める事 項 が 道路運 送法第十五 条第 項又は第三十六条第 項若しくは 第二 項 \mathcal{O} 認 可

を要する ものであ る場合に あ 0 て は その 内 容 が 同法第十 五条第二項又は第三十六条第三項に お 1 て

用する同 法第六条各号に 掲げ る基 準 に 適 合すること。

匹 特定 事 業 計 画 に 共 同 事 業 再 構 築 二以上の一 般 乗用 旅 客自 動 車 運送 事 業者 が 共同 して行う事 業再 構築

をい . う。 以下同じ。 に関する事 項が定めら れ てい る場合にあって は、 次のイ 及び 口に適合すること。

1 共 同 事業再構築を行う一般乗用旅客自動車運送事業者と他の一 般乗用旅客自動 車運送事業者との間

潍

 \mathcal{O} 適 正 な競争が 確保されるものであること。

口 般乗用旅客自動車運送の 利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこ

5 前項の認定を受けた者は、 当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、 国土交通大臣の認

定を受けなければならない。

6 第四 項 \bigcirc 規定は、 前 項の変更の 認定について準用する。

認定及び 第五 認定 に関 し必要な事 ず項は、

公正 取引委員会との 関 係

7

第四

項

0

項

の変更

 \mathcal{O}

国土交通省令で定める。

第十二条 国土交通大臣は、二以上 1の一般 乗用旅客自 動 車運送事業者 の申請 に係る特定事 業計 画 共 同 事業

再構 際に係る る事 項 がが 記 載され てい るもの に 限 る。 第三項にお いて同じ じ。 につい て前 条第四 項 \mathcal{O} 認 定 同

条第 五. 項 の変更の認定を含む。 以下同じ。)をしようとする場合において、 必要が あると認めるとき は、

当該 認 定に係る申請 書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、 当該送付に

係る特定事業計画に従って行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及

ぼ す 影響に 関 はする事 項 へその 他 \mathcal{O} 必要な事 項に つい て 意見を述べるものとする。 この 場合 に お 7 て、 玉 土 交

通 大 臣 は 当該: 特定事 業計 画 に係る特定 地 域の一 般乗用的 旅客自 動 車運送事 業におけ る市場の 状 沢沢そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O}

当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2 公正 取引委員会は 必要があると認めるときは 国土交通大臣に対し、 前項の規定による送付を受けた

特定事業計画について意見を述べるものとする。

3 国土 交通大臣 及び 公正 取 引委員会は、 国土交通 大臣 が 前 条第四 頃の 認定をした特定事業計 画 に従ってす

適 る共 正 な 同 競 事 争 業 を阻 再 構 害 築に つい 又は て、 当該 般 乗 認定後 用 旅 客 自 \mathcal{O} 経 動 済的 車 運 送 事 情 \mathcal{O} \mathcal{O} 利 用 変化によ 者及 Ű Sy, 関連事業者の 般 乗用 利 旅 客自 益 を不当に害することと 動 車 運 送 事 業者 間 \mathcal{O}

ならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(道路運送法の特例)

第十三条 第十 条第 匹 項 \mathcal{O} 認定を受けた者 (以 下 「認定事 ¥業者」 という。) がその認定に係 る 特定事 業 計

画 (以 下 「認定特定事 業計 画」という。) に基づき実施する特定地 域 \mathcal{O} 住 民 \mathcal{O} 福 祉 \mathcal{O} 増 進を図 る ため \mathcal{O} 運

送として国土交通省令で定めるものに係る旅客の運賃及び料金を定める場合に おいては、 道 路 運送法第九

条の三第一 項の 規定にかかわらず、 あら かじめ、 当該 運賃及び 料金を国土交通 大臣 に届け出ることをもつ

て足りる。

2 認定 事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車 運送事業の事業計 画 (道路運送法第五条第

項第三号の事業計 画をいう。 第十五条第 項において同じ。) の変更をする場合においては、 当該 認 定

事 業者が当該認定を受けたことをもって、 同 法第十五条第 一項の認可を受け、 又は同条第三項若 しくは 第

兀 項 \mathcal{O} 規定による届出をしたものとみなす。

3 認定 事 業者 が認定 特 定事 業 計 画 事 業 再 構 築に関 する事項が定められているも のに 限る。 に基づき一

般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 譲 酸若 しくは 譲受け 文は 般 乗 用 旅 客自 動 車 運 送事 業者たる法 人の 合併若し

くは 分割 をする場合に お **,** \ 7 は 当該 認 定事 業者 が当該認定を受けたことをもって、 道路運送法第三十六

条第 項 文は 第二項 \mathcal{O} 認可を受け たものとみ なす。

認認 定 0 取 消 等)

1

第十四条 ないと認めるときは、 国土交通大臣は、 当該認定事業者に対し、 認定事業者が正当な理由がなく認定特定事業計画に従って特定事業を実施 認定特定事業計画に従って当該特定事業を実施すべきこ して

とを勧告することができる。

2 国土交通大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規定による勧告を受けた認定事業者が当該勧告に従わないときは、 その認定を

取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、 認定特定事業計画が第十一条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認め

るときは、 認定事業者に対して、 当該認定特定事業計 画の変更を指示し、 又はその認定を取り消すことが

できる。

第四章 特定地域における道路運送法の特例

第十五名 条 特定地 域 に お (1 て、 般 乗 用 旅 客自 動 車 運 送事 事業者が 当該特定地 域内 の営業所に配 置するそ の事

業用 自 動 車 \mathcal{O} 合計数を増加させる事 業 計 画 \mathcal{O} 変更に つい て は 道路 運送法 第十一 五条第 項中 「第三項 第

兀 項」 とあ る \mathcal{O} は、 第四 項 とし、 同 条 **第三項** \bigcirc 規定 は、 適 用 L な \ <u>`</u>

2 特定 地 域 O指 定が 解除され た際 又は 特 定 地 域 \mathcal{O} 指 定期 間 が 満了 L た際 現にされてい 、る前項 \mathcal{O} 規定に ょ り

読 .み替えて適用する道路運送法第十五条第 項の 認 可 O申 -請であって、 前項に規定する事業 計 画 \mathcal{O} 変更に

係るものは、 同条第三項の規定によりした届出とみなす。 ただし、 特定地域の指定期間 の満了後引き続き

当該地域が特定地域として指定された場合は、この限りでない。

第五章 雑則

(資金の確保)

第十六条 国は、 地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告の徴収)

第十七条 国土交通大臣は、 この法律の施行に必要な限度において、 認定事業者に対し、 認定特定事業計画

に係る特定事 業の実施状況につい て報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十八条 この 法律に規定する国土交通大臣 の権限は、 国土交通省令で定めるところにより、 地方運輸 局長

に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

第十九条 この 法律に定めるもののほ か、 この法律の実施のため必要な事項は、 国土交通省令で定める。

(経過措置)

第二十条 こ の 法律 0 規定に基づき国土交通省令を制定し、 又は 改廃する場合に お į, ては、 国土交通省令で

その 制 定又は改廃 %に伴い. 合理的に必要と判断される範囲内に お いて、 所要の経過措 置 (罰 則に関する経

過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十一 条 第十七条 の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法 人の代表 表者又は法 人若 しくは人の代理人、 使用 人その 他 \mathcal{O} 従業者が、 その法・ 人又は 人の 業務に関

前 項 \mathcal{O} 違 反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法人又は人に対しても 同 項 \mathcal{O} 刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この 法 律 は、 公布 \mathcal{O} 日から起算して一年を超えない 範囲内 にお いて政令で定める日 か いら施行が ける。

(検討)

2 政府 は、 この 法律 の施行後五年を経過した場合において、 この法律の施行の状況について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3

登

益録

免許

税

法

(昭

和

匹

十二年法律第三十五号)

別

表

第

第百二十五号中

の <u>ー</u>

部を次のように改正

する。

「又は第三十四条第二項」を

「若しくは第三十四条第

二項又は特定地域に

おけ

る 一 般乗用: 旅 客自 動 車 **-運送事** 業の 適正! 化及び活性化に関する特別措置法 (平成二十一 年法 律 第 号)

第十三条第二項

(道

路

超送法

 \mathcal{O}

特

例)

に、

「同法第二十二条第三

項」

を

地地

域

公共

· 交通

 \mathcal{O}

活

性

化

及

び再

生に 関 する法 律 第二十二条第三項」 に、 「又は同 法第三十条第七 項」 を 「若しく は 同 法 第三十 -条第七 項

に、 は 当 該 事業 計 画 を 「又は 特定 地 域 に お け る 一 般乗 用 旅 客自 動 車 運 送事 業 \mathcal{O} 適 正 化及び 活性: 化 に 関

する 特 別 措 置 法 第 + 条第 兀 項 (特定 事 業 計 画 \mathcal{O} 認 定 同 条第六 項 に お 1 7 準 用 す る場 合 を含む。 \mathcal{O}

規定に ょ る 特 定 事 業 計 画 \mathcal{O} 認 定 は 当 該 事 業 計 画 に 改 め、 同 号(二) 口 中 「 除 < \mathcal{O} 下 に ハ に お 1 7 同じ

」を加え、同号口口の次に次のように加える。

ハ (-)口 に 掲 げ る許 可 を受け て 7 る者 が 特定 地 域 に お け る 一 認可 件数

般 乗 用 旅 客自 動 車 運 送 事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及 び 活 性 化 に 関 す る特

別措置法第二条第五項(定義)に規定する特定地域内の営

一件につき五千円

業所に配置する事業計画の変更の認可で財務省令で定めるすることに係る事業用自動車をいう。)の合計数を増加まるの大のでは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、<li

理由

特 定 \mathcal{O} 地 域 に お け る 輸 送需 要及び 当 該 地 域 \hat{O} 状 況 12 応じ た 般 乗用 旅客 自 動 車 運 送事 業 \mathcal{O} 適 正 化 及び 活 性

化 を 推進 する ため、 当該 地 域 に お **,** \ 7 地 方 運 輸 局 長 関 係 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 長 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業

者、

地

域

住

民

等に

ょ

り

組

織さ

れ

る協

議会による地

域

計

画

 \mathcal{O}

作

成

同

計

画

に

即

L

て

般乗

用

旅

客自

動

車

運

送

事

業者 が 作 成 Ĺ 玉 |土交通 大臣 \mathcal{O} 認定を受け た特定す 事 業 計 画に 係 る 事 業等 に 0 **,** \ 7 \mathcal{O} 道 路運送法 \mathcal{O} 特 例等 に 0

1 て定め る必要が , ある。 これ が、 ک \mathcal{O} 法律案を提出す る理由である。